

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第1回鹿屋警察署協議会
会 議 日 時	令和6年7月11日（木曜日）午後3時00分から午後5時15分まで
会 議 場 所	県民健康プラザ健康増進センター2階第1研修室
出 席 者	1 協議会側 会長以下11人 2 警察署側 署長以下13人

（会議の概要）

- 1 警察署長からの説明  
令和6年5月末現在における管内の治安概況、各種取組説明
- 2 委員からの意見・要望の提言等
  - (1) 委員  
運転免許の自主返納に関する質問
    - ・【質問内容】  
高齢者を対象とした運転免許の自主返納に関する講話をお願いすることは可能か。  
具体的な数値や返納例を含めた内容を警察から説明することにより効果が上がるのではないかと考える。
    - ・【回答】  
講話については、最大限対応させていただくので、遠慮なく要望していただきたい。  
昨年の65歳以上の高齢者の免許保有者の占める割合は、全免許保有者の約30%となっており、ハンドルを握るドライバーの10人に3人は高齢者である。  
本部免許管理課によると、令和6年5月末における運転免許の自主返納（申請取消）件数は、  
鹿児島県内 2,307件（男 1,064件 女 1,243件）  
鹿屋署管内 162件（男 77件 女 85件）  
と県内、当署管内ともに減少傾向にある。  
当署では、自主返納をされた方に対し、鹿屋市及び垂水市が実施している優遇措置について紹介している。  
また、運転に不安を感じた方の相談先として  
相談専用ダイヤル #8080（シャープハレバレ）  
を御案内している。  
当署としては、今後も自治体等と連携し、高齢者の交通事故抑止に取り組んでいく。
  - (2) 委員  
警察官の信頼回復に関する質問
    - ・【質問内容】  
県警は今回の不祥事案を受け、今後どのような取組を行い名誉挽回を図っていくのか。
    - ・【質問内容】  
数年前に管内でも不祥事があったと記憶しているが、職員への指導等はどのようになされているのか。
    - ・【回答】  
今回の不祥事案を受け本県警察では、全職員に対して規律の振粛を徹底するための教養と、所属長が職員一人一人と個々面接を行い、指導・教養等の浸透を図っている。  
具体的には、警察の責務を果たす上では、何にも増して県民の信頼回復が不可欠であることを認識させた上で、高い使命感と厳正な規律の保持のため、職務倫理教養の推進、情報管理の在り方の点検等を行い、信頼回復に努めていく。



- (6) 委員  
横断歩道の摩耗に関する要望
- ・【質問内容】  
吾平中学校前の横断歩道の白線が消えかかっている。  
早急に対応してほしい。
  - ・【回答】  
現場確認したところ、横断歩道の白線が消えかかっているのを確認した。  
同横断歩道のほか、小鹿酒造の横断歩道も薄くなっていたので、併せて補修上申を行った。  
情報提供ありがとうございます。  
視認性の悪い道路標識に関する質問
  - ・【質問内容】  
雑木等で交通標識の視認性が悪い箇所がある。  
これらはどこが管理しているのか。
  - ・【回答】  
当署管内の道路標識、道路標示については、当署で管理している。  
当署は、道路標識等の設置について
    - ・ 交通警察官及び地域警察官による警ら、その他の警察活動の機会を捉えて行う常時点検
    - ・ おおむね一年に1回定める点検整備推進期間に行う定期点検
    - ・ 風水害等の災害の発生が予想される場合及びその発生直後に、標識柱や標識板の倒壊落下事案が発生した場合等に行う特別点検等を実施しており、沿道の樹木、広告物等による道路標識に対する視認性を阻害の有無等について把握した場合は、本部及び道路管理者等と連携し対応している。  
今後各種点検により標識等の設置状況を把握し、住民の方からの情報提供をいただいた場合は迅速な対応を行い、適正な標識等の管理に努めていく。

- (7) 委員  
道路の雑木等による事故防止に関する質問横断歩道の摩耗に関する要望
- ・【質問内容】  
以前もお願いしたが、平野坂（高隈小前を国道504号サンコーストア前まで上がった道路）の道路に木が覆い被さるような箇所が多々あり、災害発生時は危険である。  
このような箇所は、道路管理者が危険を判断した場合、地主の許可無く木を伐採できるような条例を作るなどして事故を未然に防ぐようにしてほしい。
  - ・【回答】  
平野坂周辺の道路を確認したところ、質問の箇所と思われる樹木が生い茂った状況を確認することができた。  
国道事務所に対し、道路上の見通しを妨げている樹木がある場合どのように対応しているか尋ねたところ、  
原則、土地の所有者、管理者に連絡を取った上で伐採等を行うことにしているが、道路法43条（道路に関する禁止行為）、民法第233条（竹木の枝の切除及び根の切り取り）第3項を根拠として
    - ・ 竹木の所有者に枝を切除するよう勧告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
    - ・ 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
    - ・ 緊急の事情があるとき。は、土地の所有者、管理者に断ることなく、道路管理者側で樹木の伐採を行っている。  
このことであった。  
今後も管内の実態把握に努め、道路管理者等と連携し、道路を常時良好な状態に保ち、交通に支障を及ぼさないよう留意してまいります。

- (8) 委員  
内部通報制度に関する質問
- ・【質問内容】  
現職を保護する内部通報窓口は設けられていないのか。
  - ・【回答】  
本県警察における内部公益通報については、公益通報者保護法等を受け、「鹿児島県警察内部通報処理要綱の改正について」（令和4年6月17日付鹿監察第61号）により運用されており、内部・外部の通報窓口を設けているとともに、公益通報をした者を保護するなどの規定が設けられている。
  - ・【質問内容】  
自県警察に情報を通報できない場合、他県警や警察庁に通報することも国家公務員法違反に当たるのか。
  - ・【回答】  
自県警察に情報を通報できない場合というのが、どのような場合を想定しているのか判然としないが、通報先に関していえば、
    - ・ 国家公務員法である警視正以上の職員については警察庁又は国家公務員等
    - ・ それ以外の職員は県警察又は県公安委員会等がそれぞれ内部通報の窓口となる。  
また、国家公務員法違反に該当するか否かについては、通報の目的や要件等が判断材料となる。
- (9) 追加質問
- ア 委員
- ① 前回も話したが、高齢者の事故は、その市町村の高齢者の人口比を出さないと一概に多い少ないは言えないのではないのか。  
【回答】  
次回、調べて回答する。
  - ② 警察ではバック駐車を推進していると思うが、市民への周知活動はいかに。  
【回答】  
広報の内容や広報依頼を行う店舗等について検討を重ね、市民の皆様の方に響く広報啓発活動を検討し、実施していく。
  - ③ 面白い取組や知ってほしい施策等、警察はメディアに対するアピールが少ないのではないのか。  
【回答】  
先方の許可も必要であったり、個人情報観点から、全て報道連絡できる訳ではないが、可能な限りアピールして行く。
- イ 委員
- ① 子供たちに「警察官はカッコいいな。」と感じてもらえる取組は行っていないのか。  
【回答】  
特別そのような取組は行っていないが、防犯教室や機会あるごとに警察官の魅力が伝わるよう努力してまいりたい。
- ウ 委員
- ① 以前もお話ししたが、吾平に案内看板の支柱だけが撤去されず残されたままとなっており、早く撤去していただきたい。  
【回答】  
現場を確認し、土地の所有者等を早期に調べ、対応できるかを検討する。
- 3 速度取締り指針の策定  
交通課長から、配布資料の「速度取締りの指針」に基づき、管内の交通事故分析結果、速度取締りの重点等を説明し、令和6年下半期における速度取締りの指針についての説明を行った。
- 4 次回協議会開催日程調整  
本年10月又は11月頃の開催予定で承認
- 5 その他  
この他委員から、女性職員への配慮に関する質疑を受け、「当署では

女性専用の仮眠室やシャワールームの設置等、女性が働き易い職場環境に努めている。」旨回答し、詳細は次回協議会で回答する予定

備考

南日本新聞社による取材があった。